

# 明治初年代の「廣島裁判所民事課事務節目」について

——明治九年三月 山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その二——

紺谷 浩 司\*  
加藤 高\*\*

## 【A】

民事課事務節目

## 【B】

目次

第一章 総則（第一條～第七條）

第二章 訴状受理ノ次第（第八條～第十九條）

西南学院大学法学論集 第三八卷 第一号（二〇〇五年 七月）

- 第三章 答書受理ノ次第（第二十條〜第二十三條）
- 第四章 初席ノ次第（第二十四條〜第三十條）
- 第五章 審理中失踪逃亡ノ次第（第三十一條〜第三十三條）
- 第六章 裁判宣告手續ノ次第（第三十四條〜第四十三條）
- 第七章 濟口ノ次第（第四十四條〜第四十五條）
- 第八章 一件落着の次第（第四十六條〜第四十九條）
- 第九章 身代限ノ次第（第五十條〜第五十八條）
- 第十章 雜（第五十九條〜第六十一條）
- 第十一章 執行願ノ次第（第六十二條〜第六十七條）

【二A】

廣島裁判所民事課事務節目

第一章 総則

第一條 本衙並所長ノ名義ヲ以テ發布スル一切  
ノ諸文書ハ都テ<sup>\*</sup>所長ノ決印ヲ要ス可シ

\* 都テ↓スベテ

第二條 詞訟ノ事件ハ主副二名ヲ以テ擔任ス  
ヘシ若シ其主副共ニ判事補ナルトキハ別ニ判  
事ノ内一名係リ長トス

第三條 詞訟ノ事務ヲ擔当スル判任出仕官  
ハ其權限判事補ト同シ

第四條 書記ハ判事判事補ノ命ヲ受ケ一切  
ノ諸文書ヲ淨写シ簿書ヲ管守ス

第五條 訴訟口誥ハ訴狀其外一切ノ諸文書ヲ  
受付シ又ハ判事判事補ノ命ヲ受ケ各人民ヘ下

【二B】

令スル事ヲ掌ル

第六條 見座ハ判事判事補ノ命ヲ受ケ訟庭

ニ於テ詞訟人ヲ看守シ進退〔セシムル〕\*事ヲ掌ル

\* 原文「スル」を朱書で訂正

第七條 毎日判事補 毎條判事補並出仕官ト記載スヘ  
キ処事務上權限同一ナルヲ以テ略シ

テ判事補ト  
ノミ記載ス ノ内一員宛輪次當番ヲ定ムヘシ

第二章 訴状受理ノ次第

第八條 凡詞訟人衙門ニ参着スレハ門候原告人

ノ名刺ニ檢印シ訴所へ出頭セシム

第九條 訴訟口話ハ訴状正副本及ヒ原告ノ名刺

ヲ収メ訴状ハ番号ヲ付シ 附録第二  
号ニ照セ 書記ニ出シ

姓名書ハ 附録第一  
号ニ照セ 訴所ニ留メ原告人ハ扣所\*ニ退

カシム

第十條 書記其訴状ヲ受取録ニ 附録第三  
号ニ照セ 記シ

【三A】

訴状副本ノミヲ當番判事補ニ出シ當番判事補檢

閱押印 附録第二  
号ニ照セ 其事ノ重大且繁雜ナルモノト

見込ムトキハ別ニ紅箋ヲ附シ総テ此レヲ所長ニ呈ス所

長檢印ノ上書記ニ付ス書記之レヲ所長ニ呈ス 照

〔訴件班數表ニ〕\*

\* 朱書で挿入〔所長ニ呈ス〕は朱抹

\* 〔扣所〕↓控所

ラシ判事判事補 附録第四 擔任之件數ヲ定ム  
号ニ照セ

但シ其事件ニヨリ所長自ラ之レヲ擔任シ或ハ判事  
判事補ノ内へ直チニ主任ヲ命スル事アル可シ

第十一條 書記一件袋 附録第六 附録  
号ニ照セ 及ヒ民事表 第七

号ニ  
照セ ヲ記載シ民事表ハ主任官へ分付シ訴状正本

ノ後ニ呼出状ヲ書シ本衙ノ印章ヲ捺シ 附録第  
八号ニ照セ

〔ママ〕  
シ即日訴訟口語ニ付ス副本ハ一件袋ニ入答書ノ出

ルヲ俟ツ 答書ハ召喚状ヲ下付スヨリ七日ヲ以テ期トス  
其距離八里以上ニ係ルモノハ八里毎ニ一日ヲ追加ス

但答書出ツルノ日下付スル訴状正本ハ被告人ヨリ

\* 「シ」は重複

【三B】

返還セシムルニ及ハス

第十二條 訴訟口誥訴状ヲ原告人ニ下付シ之レヲ

即日被告人ニ送達シ答書出ツルノ後追テ對審ノ

日ヲ命スル旨ヲ達シ受書ヲ徴ス

附録第九  
号ニ照セ

第十三條 被告数名ニシテ他管ニ交渉スルモノハ書記

原告人ニ命シ更ニ訴状

例ヘハ被告五名アリ其管轄ヲ  
異ニスレハ四通ラツクラシム

ヲ徴シ召喚状ヲ為シ原告人ニ下付シ被告人ニ送達

セシムル等ハ第十二条ノ次第二從フ

第十四條 当番判事補ニ於テ若シ受理ス可カラ

サル詞訟ト見認ルトキハ其棄却スヘキ理由ヲ起

案押印シ所長ノ決印ヲ受ケ書記ニ付ス可シ

第十五條 書記裁許用罫紙ニ判決文ヲ淨書シ

下付スル訴状ヲ餘  
白ニ朱書セルモ可ナリ 本衙ノ印章ヲ捺シ受取録ニ棄

【四A】

却ノ旨ヲ記載シ副訴状ヲ下訴状編冊ニ輯ス正

本ハ訴訟口誥ヲシテ原告人ニ下付シ請書ヲ徴ス

第十六條 原告人非理ノ訴ト自悟シ訴状棄却ヲ

願トキハ亦該件ニ付出訴ノ権理ヲ拋棄セシ者ヲ明

記セシ願書正副二本ヲ出サシメ其副本ニ主任官

願意聞届タル旨ヲ朱書押印シ所長ヲ檢〔印〕\*ヲ受ケ

書記ニ付ス

\* 朱書で挿入

第十七條 書記訴状下ケ願書正本ニ淨書シ本衙ノ

印章ヲ捺シ副本ト割印シ訴訟口誥ヲシテ原告

人ニ下付ス

第十八條 被告人失踪後ノ<sup>\*</sup>訴フルトキハ該所ノ戸長

<sup>\*</sup> 「二」の誤字か

ヲ召喚シ失踪ノ年月日ヲ訊問シ

又ハ書面ヲ以テ  
スルモ妨ケナシ

訊問

証書及ヒ写シヲ出サシメ主任官裏書ヲ起案押〔印〕<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup> 「印」の文字欠落か

【四B】

シ所長ノ檢印ヲ受ケ書記ニ付ス書記証書ノ裏

ニ淨書シ本衙ノ印章ヲ捺シ之レガ写ト割印シ

本紙ヲ訴状ノ正本ニ副ヘ訴訟口誥ヲシテ原告人ニ

下付シ受書ヲ徴ス

第十九條 凡詞訟彼是連結交渉シ一箇ニ聚メ審

理セサレハ判決シ難タキモノハ各番号ヲ逐ヒ最  
初ノ番号ニ併セ審理ス可シ

第三章 答書受理ノ次第\*

\* 本行朱書で挿入

第二十條 期日被告人答書ヲ捧ケ来レハ訴訟口誥

答書ニ番号ヲ朱書シ一件袋ニ添ヘ其主任官ニ

頒ツ

但シ若シ期日被告人不参スルトキハ袋ニ答書不参

ト附箋シ退廳一時間<sup>\*</sup>前ニ是レヲ主任官ニ送付ス主

任官ハ其不参人名ヲ召喚簿ニ記シ書記ニ付ス

\* 「間」を朱書で挿入

【五 A】

書記之レヲ淨書シ召喚ス可シ

第二十一條 主任官答書ヲ熟閱シ訴答文例附録

第十四号ノ答ヲ為サハ第四十四条ノ次第二從

フ

第二十二條 訴答文例第十三号ノ答ヲナセハ主任官

其副本ヲ一件袋ニ収メ一件袋ノ欄内ヘ何月何日

初席 尋常事件ハ答書ノ日ヨリ三日ヲ以テ期トス原告  
人ヲ召喚スルニ其距離八里以上ニ係ル者ハ八里毎

二一日ヲ  
追加ス ト朱書シ其主任判事ナルトキハ第二十三條

ノ次第二從イ若シ判事補ナルトキハ之レヲ掛リ判事

ニ出ス而シテ其正本ハ書記ニ付ス書記ハ初席当日

原告人ノ召喚状 附録第十  
号ニ照セ ヲ為シ答書ト共ニ

訴訟口誥ニ付ス訴訟口誥ハ之レヲ原告人ニ送

達セシメ被告人ハ初席当日出庭ス可キ旨ヲ達シ

【五B】

受書ヲ徴ス

第二十三條 判事主任ナルトキハ訴答之書面ヲ熟閱  
シ袋ニ檢印ノ上書記ニ付シ係リ長ナルトキハ其主  
任判事補ニ付ス可シ

第四章 初席ノ次第

第二十四條 初席ハ判事ニ於テ審庭ヲ開クモノトス  
但シ判事ノ意見ヲ以テ判事補ニ代理セシムル  
モ又妨ケナシ

第二十五條 初席ノ日ニ至リ主任官原被告ノ名刺  
ヲ書記ニ付ス書記ハ見坐ヲシテ之レヲ訟庭ニ呼込

欄下ニ立シヲ\*一件袋ヲ判事案頭ニ捧ク

\* 「メ」の誤字か

第二十六條 判事庭ニ莅\*ムヤ判事補参列シ書記一

\* 莅〔「臨」〕

名其左ニ陪ス判事原被告ノ姓名ヲ指称シ証

【六A】

扱ヲ捧ケシメ双方ニ質シ書記其証書ノ餘白へ年

号月日何判事閱 附録第五  
号ニ照セ ト書シ判事之レニ檢印

シ而<sup>キ</sup>答ノ事理ヲ審判ス但シ判事ノ主任ニ

\* 而<sup>シカ</sup>シテ

係ルモノハ時宜ニ係リ判事補参列セサルモ妨ケナ  
シ

第二十七條 書記審問ノ次第ヲ撮録シ或ハ其案件

ニヨリ口供ヲ手抄シ一件袋ニ納ム可シ 時宜ニヨリ  
主副ノ内

躬<sup>\*</sup>之<sup>レ</sup>ヲ 審理中解訟シタルトキハ判事済口証  
手抄ス可シ

\* 躬<sup>ミズカ</sup>ヲ↓自<sup>ミズカ</sup>ヲ

文ヲ出ス可キ旨ヲ命シ書記証拠ヲ本主へ下

付シ一件袋ヲ各主任官ニ頒ツ判事補其

口供及ヒ撮録シ細閱シ疑ヒアラハ掛リ判事

ニ質ス其再席以下又此例ニ従フ

第二十八條 若シ原被告ノ中犯罪ノ廉発露シ

【六B】

変シテ刑事ノ處分ニ属ス 刑事  
回シ モノアルトキハ主

任官仮口供又ハ始末書ヲ要シ緊要ノ書類

各写シ通ヲ順次合綴シ其筋へノ告発状

ヲ起案主副之レニ押印シ所長ノ檢印ヲ

受ケ若其主任判事補ナルトキハ是レヲ係リ判

事ニ出シ決印ヲ受ケ書記ニ付ス書記淨書  
シ併テ警察官吏ヘ廻送ス犯罪者ハ見坐  
之レヲ進退ス但シ其犯罪ニ依リ一時裁判ヲ  
中止シ或ハ印税犯則ノ如キハ民事課ヨリ  
告発シ係リ判事ノ検印ヲ要スルモノトス

第二十九條 引合人ヲ召喚セサレハ事理難決者

ハ主任官召喚簿ニ其姓名ヲ記シ書記ニ付  
ス書記其距離ノ遠近ヲ量リ召喚状ヲ為

【七A】

シ訴訟口誥ニ付ス訴訟口誥使丁ヲシテ之レヲ  
各所ニ通送セシム原告被告臨時ノ召喚状  
亦之レニ准ス他管ニアル引合人ヲ喚問スルハ書

〔記〕\*召喚状ヲ起家押印シ其係リ判事ノ検印  
ヲ受ケ淨書シ右判事ノ名ヲ以テ其管轄

\* 〔記〕の欠落か

廳ニ達ス可シ

第三十條 原被告示談該件退願ヲ請フモノ

アルトキハ願書正副三本ヲ出シ併セテ曩キニ\*下付

\* 曩キニ先

セシ訴答書ヲ返上セシメ其主任官副本ニ願

意聞届ケタル旨ヲ朱書押印シ所長ノ檢印

ヲ受ケ書記ニ付ス書記其正本ニ淨書シ訴

答書ヲ添へ訴訟口誥ヲシテ原被告人へ下付シ

以下四十六條ノ次第二従フ

## 【七B】

第五章 審理中失踪逃亡ノ次第

第三十一條 被告人最初訴狀與書ヲ以テ召喚ヲ

受ケ示後失踪セシ旨其戸長ヨリ届出ルトキハ主

任官原告人ニ其旨ヲ達シ若シ百八十日ヲ過

キ見当ラサルトキハ其相續人或ハ受人へ濟方  
〔ママ〕  
裁判スヘク旨ヲ達シ請書ヲ徴シ一件袋ハ書  
記ニ管守ス但追テ見当リ次第可訴出旨ニテ  
願下ヲ請フ者ハ證書裏書等第十六条第十八  
条ノ次第二從フ

第三十二條 失踪人通報ノ照會狀ハ主任官起  
案押印シ係リ判事の檢印ヲ受ケ書記ニ付  
ス書記之レヲ淨書シ警察官吏ニ達ス

第三十三條 負債者逃亡スルトキハ相續人ヲ召喚

【八A】

シ直チニ裁判ヲ與ヘ若シ相續人ナキトキハ該  
所ノ戸長ニ命シ〔失〕<sup>\*</sup>踪擔当人ヲ差出サセ遺留  
財産ヲ以テ直ニ身代限りノ處分ニ及ヒ第

\*  
〔失〕の欠落か

五十条以下ノ手續ニ從フ可シ

第六章 裁判宣告手續ノ次第

第三十四條 裁判ノ宣告ハ都而<sup>\*</sup>所長ノ任トス但時

\* 都而↓<sup>スベ</sup>全テ

宜ニヨリ判事ヲシテ代理セシ〔メ〕<sup>〔ママ〕</sup>\*タ<sup>\*</sup>ル事アルヘ

\* 「メ」の欠落か \* 「タ」は誤字か

シ

第三十五條 凡裁判ノ宣告ハ退廳前一時ヲ以テ

定刻トシ数件アルモ同時ニ取聚メ<sup>\*</sup>順次ニ之

\* 取聚メ↓取集メ

レヲ宣告ス可シ但シ執行裁判ノ如トキ臨<sup>〔ママ〕</sup>

時至急ヲ要スルモノハ此限ニ非ラス

第三十六條 訴答書中事理錯雜或ハ事重大ニ

【八B】

シテ口供ヲ要スルモノハ主任官ニ於テ其口供  
ヲ起草シ書記之レヲ浄書シ判事ノ席前ニ

於テ書記原被告ノ口供 附録第十  
一号ニ照セ ヲ読聞

セ判事原被告ニ命シテ証印セシム而シテ  
追テ裁判スヘキ旨ヲ達シ書記口書ニ番

号ヲ朱書シ 附録第十  
一号ニ照セ 判事及ヒ判事補

押印ス但シ主任官判事補ナルトキ臨時席口  
書ノ如キハ必スシモ判事ノ席ヲ要セス

第三十七條 裁判言渡書ハ其主任官之レヲ起

草シ主副之レニ押印シ所長ノ檢印ヲ受ケ書

記ニ付ス若シ其主任判事補ナルトキハ是レヲ係

リ判事ニ出シ決印ヲ受ケ而シテ后チ所長  
〔ママ〕

ニ呈スヘシ

【九A】

第三十八條 書記ハ裁判言渡書寫二本ヲ淨書

シ本衙ノ印章ヲ押シ而シテ其原被告ハ当日

出庭スルヤ否ヤヲ其主任官ニ質問シ若シ出

庭セサレハ来ル何日裁判申渡スニ付出庭ス

ヘキ旨召喚状ヲ為シ訴訟口誥ヲシテ該所

ノ役人へ遞送セシム

第三十九條 当日出庭スレハ裁判書へ月日ヲ記入

シ其姓名書ヲ見坐ニ付シ順次之レヲ喚込

シム

第四十條 所長庭ニ莅ムヤ当審判事補參列

シ書記裁判書ヲ携ヘ其左ニ陪ス裁判宣

告ノ後裁判書ヲ原被告ニ下付シ畢テ所長〔オワリ〕

請書 附録第九  
号ニ照セ  
ヲ呈スヘ〔キ〕\*旨ヲ口達シ見坐直

\*  
〔キ〕の欠落か

【九B】

チニ退去ヲ命ス

一第四十一條 原被告ヨリ受書ヲ呈スレハ主任

官之レニ檢印シテノ上書記ニ付ス書記口書

及ヒ宣告ノ本書ト共ニ裁判言渡帳ニ輯  
ス

一第四十二條 当日原被告ノ中不參又ハ遲參スル

モノアルトキハ欠席裁判宣告ノ上書記其次第

ヲ該所ノ役人へ宛テ裁判書ハ其本人ニ下付

シ来ル何日本人\*ヨリ受書可差出旨ノ達状ヲ

\*  
〔本人〕と朱書で追加

為シ訴訟口誥使吏ヲシテ遞送セシム

一 \*第四十三條 若シ裁判ニ服セス控訴セシ事ヲ届

\* 以下の条文に「二」が付されている

出ルトキハ主任官押印ノ上所長ノ検印ヲ受

書記ニ付ス而ル \*上等裁判所ヨリ一件書

\* ↓シテ

### 【一〇A】

類ヲ請求アルトキハ書記訴答書口書等順次

整理シ返輸ヲ草シ其主任官ヲ経テ所長

ノ検印ヲ受ケ浄書シ共ニ送致ス

## 第七章 濟口ノ次第

一 第四十四條 已ニ濟口証文ヲ捧ケ来レハ訴訟口

誥之レヲ其主任官ニ出ス主任官熟閱シ□悟 \*

\* 齟齬の略字か

ナキ者ハ押印ノ上原被告ノ名刺ヘ濟口  
聞届ト朱書檢印シ訴訟口誥ヲシテ其本  
人ヘ下付シ退去セシム

一 第四十五條 主任官其濟口証文ヲ係リ判事

ニ出シ檢印ヲ受ケ而<sup>\*</sup>所長ノ檢印ヲ受ケ書

記ニ付ス書記濟口証文編冊ニ編ハ主任官

其表ヲ朱抹シ一件袋ヲ書記ニ付スル等第

【一〇B】

四十六條ノ次第二從フ

第八章 一件落着ノ次第

一 第四十六條 凡一件落着 裁判 濟口 二至レハ主任官

ハ民事表及ヒ一件袋ヲ朱抹シ他日民事表

編冊ノ為メ緊要ナル事目ハ一々之レヲ其欄

内ヘ登記シ一件袋ハ書記ニ付ス表ハ月末ニ

一綴シテ之レヲ書記ニ付ス

一第四十七條 書記ハ訴狀請取録ニ朱抹民事日

々表 附録第十  
三号ニ照セ 二記載シ一件袋ハ管守シテ月

末ニ至リ合輯整頓シテ他日参考ニ備フ又

民事表ヲ月末ニ主任官ヨリ受取り之ヲ編

纂シ民事日々表ノ總計ヲ記シ以テ前

月ヨリ越高ト本月ノ新受并既決ヲ區

【一 A】

分シ淨書シテ所長ニ呈シ檢印ヲ受ク

一 第四十八條 各主任官ノ審理表ハ書記每

月十日迄ニ前月ノ分ヲ取調ニ部ヲ浄書シ

一部ハ所長并各主任官ノ檢印ヲ受ケ一

部ハ通付録ヲ以テ庶務課ヘ差出シ本省

ヘ進達ス其檢印アル一部ハ本課ニ留メ

他日ノ参考ニ備フ

一 第四十九條 民事表ハ雛形ノ通一年二回

一月  
七月 取調ニ部ヲ浄書シ其一部ハ所長ノ檢

印ヲ受ケ以下前条ノ次第二従フ

## 第九章 身代限ノ次第

一 第五十條 第四十條又ハ第四十四條四十五條

ノ次第二從ヒ身代限りノ処分ニ至レハ一件

【一 B】

袋へ身代限元件ニ朱書シ書記ニ付ス書

記該所ハ戸長及ヒ原被告會同被告人所有

財産取調其調書ヲ出ス可キ旨所管郡區

役所へノ照會狀ヲ為リ訴訟口誥ヲシテ

原被告へ下付シ受書ヲ徵ス但シ主任官

ノ意見ニ依リ請証人会同セシムル事アル可

シ

一第五十一條 財産調書ヲ出セハ主任官之レヲ

點檢シ規則ニ照ラシ抵償品ト不抵償品トヲ

區別書分セシメ抵償品ハ一件袋ニ収メ不抵

償品ノ書分ハ書記ニ付ス書記ハ第五十二條

ノ揭示ト共ニ負債者所管ノ戸長ニ処分済

迄預ケル旨ノ郡區役所へ照會状ヲ為シ前

【一二A】

条ノ次第二從フ但シ裁判所ト郡區役所ノ

間ニ取扱フ節目ハ別ニ定ムル所ニ從フヘシ

一 第五十二條 前条ノ手續ヲ為シタル後主任

官身代限りノ揭示ヲ起案押印シ係リ判

事ノ檢印ヲ受ケ書記ニ付ス書記之ヲ

淨書シ前条ノ書分ト共ニ郡區役所へ廻

送シ以テ本人住宅ニ揭示セシム本衙門前及ヒ

市街ノ揭示ハ見坐ノ職トス但裁判ハ滿期

ノ翌日示談ハ財産入札拂ノ上何月何日原

被告出庭ス可キ旨ヲ達シ受書ヲ徵ス

一 第五十三條 揭示ノ日限滿レハ主任官入札拂

又ハ糶賣ノ揭示ヲ起案押印シ所長ノ檢印  
ヲ受ケ書記ニ付ス書記浄書シ郡區役所

【一二B】

ヘノ照會状ヲ為シ以下五十二条ノ次第二從  
フ但示談ニ係ルモノハ原被告ノ請願アルニ  
非ラサレハ揭示ニ及ハス

一 第五十四條 財産入札拂ノ上賣却帳ヲ以テ其

金額ヲ届出レハ主任官之レヲ点檢シ規則

ニ照ラシ各訴状及ヒ訴訟入費ノ金高二應

シ配賦セシメ而メ<sup>\*</sup>配賦帳ヲ徴ス其金高二

滿タサルトキハ証書及ヒ寫シヲ徴シ裏書ヲ起

案主任官之レニ押印シ所長ノ檢印ヲ受

ケ書記ニ付ス

\* へ↓シテ

一 第五十五條 書記証書ノ裏ニ淨書シ本衙ノ

印章ヲ捺シ写ト割印シ証書ハ訴訟口誥

ヲシテ原告人ニ下付シ受書ヲ徴ス

【一三A】

一 第五十六條 第五十四條ノ場合ニ於テ請求ノ

金高二滿タサルトキ其証書 請人 証人 ヨリ弁償ヲ受

ク可キ権利アルニヨリ原告人之レニ係リ追

訴セン事ヲ請フトキハ総テ新訴ノ手續ニ

従フ

一 第五十七條 前數條ノ手續ヲ為シ負債者ノ

身代限ヲ結了セシモノハ更ニ執行届ケヲ出

サシメ主任官之ニ検印シ一件袋ト共ニ

書記ニ付ス

一 第五十八條 被告一人ヲ以テ数名ノ原告ヲ受

各判事判事補之ヲ擔當ス而シテ其被

告一ノ主任官擔當スル原告人へ身代限

ヲ以テ濟口ヲ約スルヨリ他ノ主任官擔當

【一三B】

スル所ノ原告人モ亦タ皆其分配ニ加ハラシ

事ヲ請願シ被告モ之ヲ承諾スルトキハ何レ

モ濟口証文ヲ徵シ第四十四條第四十五條

ノ次第二從ヒ一件袋へ加入ノ二字ヲ朱書シ

書記ニ付ス書記之レヲ元件ノ主任官へ

送付ス

第十章 雜

一 第五十九條 各支區廳ヨリ來ル伺ハ所長自ラ

指令ノ原案ヲ草シ或ハ判事判事補ノ内ヘ

命シテ起草セシム

一 第六十條 法律ノ疑義ヲ生シ本省ノ内訓ヲ

乞フ者モ亦前條ノ次第二從フ

一 第六十一條 原被告又ハ引合人等召喚当日

【一四A】

無届不参遅参スル者ハ訴訟口誥始末

書ヲ徴シ其主任官ヘ付ス主任官其餘

白ヘ擬律ヲ附シ宣告ノ草案ヲ為シ共ニ押

印ノ上

若シ其主任官判事補ナルトキ  
ハ係リ判事ノ檢印ヲ受ケ

見坐ヲシテ訟

庭ニ喚込シメ直チニ之レヲ宣告シ書記ニ付

ス書記宣告ノ写シヲ浄書シ本衙ノ印章ヲ

捺シ訴訟口誥ヲシテ本人ニ下付シ其罰金

ヲ納メシム

## 第十一章 執行願ノ次第

一 第六十二條 裁判執行ヲ願ヒ出レハ訴訟口誥

其願書 附録第十四  
号ニ照セ 二番号ヲ朱書シ書記

ニ付ス

一 第六十三條 書記ハ之レヲ番外受取録ニ記載

【一四B】

シ所長ノ檢印ヲ受ケ而<sup>\*</sup>各判事判事

補ノ内主任官ヲ定メ之レヲ其主任官ニ付

シ一件袋ヲ為シ被告ヲ召喚

附録第十  
六号ニ照セ

或

ハ主任官ヲ定ムルニ班数表ヲ用ユル等總テ

訴状受理ノ次第二從フ

一 第六十四條 期日原告人參着スレハ訴訟口

詰其名刺ニ一件袋ヲ添ヘ主任官ニ付ス

一 第六十五條 主任官見坐ヲシテ直チニ訟庭ヘ

喚込シメ執行スルヤ否ノ訊問シ若シ一方

ノ義務者ニ於テ謂レナク苦情ヲ唱ヘ執

行セサレハ席口供或ハ始末書ヲ徴シ執行

言渡書ヲ起家主副押印シ所長ノ檢印

\*  
ベ↓シテ

ヲ受ケ若シ其主任判事補ナルトキハ第三

【一五 A】

十七条ノ次第二從ヒ書記ニ付シ書記之カ写

ヲ淨書シ宣告ノ手續等總テ前數條ノ次

第二從フ

一 第六十六條 身代限等ノ執行ハ總テ第九

章ノ手續ニ從フ可シ

一 第六十七條 執行済ノ上ハ原被告連署

ノ執行届ヲ出サシメ以テ一件落着トス但

シ執行ハ書類ハ書記別ニ之ヲ編纂シ

他日ノ参考ニ備フ

【本文の部 了】

【廣島裁判所民事課事務節目・附録・書式】の部

【一六A】

廣島裁判所民事課事務節目附録

第一号 名刺ノ書式半紙四ツ切

明治何年何号\*

\* 朱書

何判事殿御掛\*

住所

何ノ誰ヘ係ル貸金催促

原被  
告人

身分  
姓名

訴 状上ケ或ハ對審当日  
代書 差添  
人

住所  
身分  
姓名

此書式ハ番号ト其主任官ヲ知り得タル後ヨリ記入ス\*

【一六B】

第二号 訴状標号押印并番号朱書ノ式

年月日	所	判	主	補	*
			副	補	*
某 訴 状					
明治何年何号*	当番		住所		
			身分		
			姓名		

\* 文字を○で囲んでいる 朱書

\* 朱書

第\*三號受取錄

【一七A】  
第三号〔受取録〕

号							何						
訴							訴						
金							金						
棄却	身代限	刑事廻	裁許	席後	席前	願下	棄却	身代限	刑事廻	裁許	席後	席前	願下
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
						月	月	告被		告原		月	月
						日	日					日	日
						答	訴					答	訴
						副	主			副	主		

\*  
朱書

【二七B】 「白紙」

【二八A】

第四号 「無題」

号 四 第\*

				○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○
全	全	全	全	全	全	何 判 事

\* 朱書

【一八B】

第五号 初席ノ際証書ニ檢印ノ書式

借用申証文ノ事

一金何円

右云々、  
、  
、  
、  
、  
、

借主

請人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

年号月日廣島裁判所何千何百号

判事氏名閱

若シ判事補代理ノトキハ判事補閱\*

\* 三行分朱書



					結 局	告 被 告 原
刑事廻	願下	裁許	席身代限 済口	席後済口	席前済口	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

式 書 表 事 民 号 七 第

第七号 (民事表書式)

【二〇A】

明治初年代の「廣島裁判所民事課事務節目」について — 明治九年三月 山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その二

明治 年 第何号*	之 之 之 之 之 之						金 貸			掛				
				三	再	初	商業上ニ非ラサル件*	商業上	期限	証拠	主 擔當判事 副 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	月	月	月	月	月	月						月	月	月
日	日	日	日	日	日	日						日	日	
月	月	月	月	月	月	席 結局								
月	日	・	身	刑	裁	席	席	願						
日	日	・	代	事	許	後	前	下						
日	日	・	限	廻										
答	月	月	月	月	月	月	月	棄却			告	被	告	原
訴	日	日	日	日	日	日	日				住所		住所	
					証	出	訴				身分		身分	
					券	訴	訟				姓名		姓名	
					税	限	手							
					等	ラ	続							
					規	過	ニ							
					則	ク	違							
					二		フ							
					違									
	月	月	月	月	月	月	月							
	日	日	日	日	日	日	日							

\* 朱書

\* 朱書



【二一A】

第八号

召喚文例

如斯訴出ツル条来ル何日午前第何時  
答弁書持参可致者也

年号月日 廣島裁判所



\* 朱書

住所  
被告人 身分  
姓名

【二一B】

第九号 受書文例

御請書之事

一 御 奥 書 証 書

一 通

一 御 裁 判 申 渡 書

右ハ 原 告 人 住 所 身 分 氏 名 ヨリ 相 係 ル 何 ヲ 訴 証 書 裏 書  
被 御 裁 判

ニ 相 成 御 下 渡 シ 御 申 渡 シ 前 書 之 通 正 ニ 奉 請 取 候 以 上

住 所

身 分

姓 名

廣 島 裁 判 所 長

判 事 〃 〃 殿

【三二A】

第十号 答書後原告人召喚文例

如斯答弁致スニ付来ル何日對審及  
候条同日午前第何時出頭可致者也

但答書ハ心得ノ為メ下付ス

廣島裁判所  \*

\* 朱書

年月日

原告人 住所 身分 姓名

【二二B】

第十一号 口書ノ式並番号記入押印ノ書式

何年何号 \*

判 \*

主 ○ \*

副 ○ \*

\* 朱書

原告人 住所 身分 姓名  
被告 姓名

一 自分儀何々、

、

御裁判奉仰候也

右之通相違不申上候

右

何ノ誰印

年月日

【三三A】

\*第十二号 裁判書々式

\* 半葉13行用紙使用

所長 浄書

裁判言渡書

住所身分

原告 姓名

西南学院大学法学論集 第三八卷 第一号 (二〇〇五年 七月)

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、  
被告 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

引合 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

何々詞訟審理ヲ遂クル處

原告何々 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

被告何々 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

【二三B】

依テ判決スル事左ノ如シ

何々 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

或ハ何々詞訟審理 判決スル事 左ノ如シ  
執行言渡

何々 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

但訴訟入費云々 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

年 月 日 主判事 何ノ誰

副判事補 何ノ誰

主任判事補ノトキハ

長 判事 何ノ誰

主 判事補何ノ誰

副 判事補何ノ誰

【二四A】

第十三号 広島裁判所民事日々表 明治 年

第 十 三 号 民 事 日 々 表

日	席前済	裁許	願下	刑事	新訴	現在 件数	金穀	金穀 不関	席後済
一日	十	廿			四十	千五	千四 百十	九十	十四
二日	十一	十五			三十 九	千五 百廿			七
三日	十二	十五			廿八	千五 百十			八
四日									
五日									
六日									
七日									
八日									
九日									
十日									
十一日									
十二日									
十三日									
十四日									



【二五A】

第十四号 執行願并標号押印番号朱書式

年月日

所\*

判\*

副\*

主\*

某執行願状

第十四号

明治何年何号\*

住所

身分

姓名

【二五B】

住所

身分

原告人 姓名

何々執行願

\* 文字を丸で囲んである

\* 朱書

一 何々

住所  
身分  
被告人 姓名

明治何年何月何日当御裁判所又ハ東京上等裁判所  
御判決ノ金額或ハ地所建家物品

右御判決ノ要領写シ左ノ如シ

裁判言渡書

【二六A】

住所  
身分  
原告人 姓名  
住所  
身分  
姓名

判文ノ要領ヲ記載セシム

右何々

御裁判ノ通執行相成候様奉願候以上

年月日

右

何ノ誰

【二六B】

第十五号 執行願ニ付被告召喚状書式

住所

身分

姓名

右之者儀何ノ誰ヨリ裁判執行願出ツル

ニ付来ル 日午前 時出頭致シ候様可

相達者也

年月日 広島裁判所

右町戸長

【書式の部】了

【注・本文の部】

\* 本稿は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会（会長 加藤高）を結成して裁判史料の調査・紹介を行ってきた活動の一部である。詳細は「修道法学」第二六巻二号三〇九頁を参照されたい。「決議録」は、主として、加藤、増田修（広島弁護士会）、紺谷の三人が広島高等裁判所および広島地方裁判所の保管にかかる明治期の裁判史料の調査中に遭遇した。「決議録」に収載されている資料を紹介するに至った経緯については、「明治初年代の「東京裁判所民事課事務節目」について——明治九年三月 山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その一——」（西南学院大学法学論集）第三七巻四号（二〇〇五年三月）九三頁）を参照されたい。

\* 本資料は、広島高等裁判所において保管されている「決議録」に収載されている。用紙の中央に「廣嶋裁判所山口支廳」の印刷があるので、山口裁判所が廣嶋裁判所山口支廳となった明治一〇年六月以降のものとは推定される。その内容は、明治初年代の廣嶋裁判所民事課で行われた裁判の執務要領として利用されたのではないかと推測される。前号で紹介した「東京裁判所民事課事務節目」と多少違いがあり、本資料の制定の経緯・時期、両者の異同の意義などについては、なお今後の調査・研究を期したい。

\* 本資料は、全体で二六葉より成る。本文（条文）の部は一五葉【一五A】までである。本文に続いて、附録として、書式の部は一葉あり【一六A】から【一六B】までである。

\* 書式は、本文の後ろに、第一五号までが附録としてついている。本稿においても、【附録】と題して本文に続けて置いた。

\* 用紙は、片面一三行の青色罫紙で袋綴じ、中央に上述のように「廣嶋裁判所山口支廳」の印刷がある。用紙に頁番号はついていないので、読みの便宜のため、紹介者のほうで番号をつけた。本文は、主として黒の、一部朱書きの墨書で縦書きである。

\* 頁番号づけについて、右側半葉に【〇〇A】、左側半葉に【〇〇B】と示した。

\* 標題は、右側半葉に「民事課事務節目」と墨書してある。これに【一A】の頁番号をつけた。本文の見出しには「廣嶋裁判所民事課事務節目」とある。これを【二A】とした。

\* 目次の項は、本文にはないが、読みの便宜のため、紹介者のほうで各章の冒頭にある見出しを取り出して目次を作成し該当条文を示した。これに【一B】の頁番号をつけた。

\* 本文は、第一章「総則」に始まり、第二章「執行願ノ次第」まで、全体で六七箇条より成っている。文字とその位置は出来るだけ資料の記載のままを心がけた（例、訴訟口誥、見坐と見座、條と条、檢と檢等）。なお、漢字（例、書、事、雖、メ（シテ）等）の略字や合成文字（例、トキ、トモ等）は、現代表記に従った。

\* 第四十一條から第六十七條までの条文の上に、「二」が置かれている。

\* 読み下しの便宜のため、各葉の間に一行を置いた。各葉の終わりに空き行があるときは、さらに一行を置いた。また、条文の間に一行を置き、章との間には二行を置いた。ただし、章と標題が用紙の一行目にあるときは、一行の空きのままとした。

\* 第二十一條の訴答文例附録第十四号および第二十二條の同第十三号の書式は、前掲・「法学論集」三七卷四号一六四～一六八頁を参照されたい。

【注・廣島裁判所民事課事務節目・附録・書式の部】

\* 書式は第一五号までである。

\* 本文の一部一五葉、附録・書式の部は一葉あり、合わせて二六葉である。全体に通し番号を付した。書式の部は、【二六A】から【二六B】である。

\* 半葉が白紙の場合、その分の頁番号は省略した。

\* 資料中の朱書き部分には\*を附けた。

\* 頁番号の前に一行を明けた。

\* 標題が書かれている書式（例、第〇号 ○〇書式）は、頁番号より一行を明け、標題のない書式については、頁番号の次の行に（例、〇〇書式）カッコをつけて表した。

\* 【一九A】と【一九A続き】は一枚の用紙で折込みである。

【解説】

一 本資料は、先に紹介した「東京裁判所民事課事務節目」（西南学院大学法学論集第三七卷四号九三頁以下参照・紺谷浩司教授との共同調査報告・二〇〇五年三月刊）に続く、同じ裁判史料—明治九年三月 山口裁判所民事課「決議録」と書かれた簿冊（本文注参照）—の中に合綴されていた同様の文書「廣島裁判所民事課事務節目」についての、同じく紺谷教授との共同調査報告である（以下、引用する以外は廣島裁判所と表記することにする）。

二 本資料を紹介する意図ないし動機は、すでに先きの資料紹介の中で触れておいたとおり、前資料をモデルに、<sup>(1)</sup> 廣島裁判所における当時の民事実

務のいわば執務要領が作製され、これに合わせて明治十年代の広島裁判所ではその裁判実務が運用されていたのではないかと憶測している。当時は、民事実法も手続法も不十分な状態であっただけに、広島裁判所における民事裁判取扱いの実情が本資料をとおして多少とも明らかになるのではないかと、思うからである。

ところで、本資料の紹介に入る前に、歴史的背景として当時の地方制度や司法制度の改革に触れておく必要がある。なぜならば本資料を編綴している簿冊の表紙には、「明治九年三月」と記載され、同じく「山口裁判所民事課」と記載されているが、以下に紹介する資料名は「広島裁判所民事課事務節目」についてであり、「山口裁判所」には何ら言及していないからである。<sup>(2)</sup>

三 この点、まず、明治九（一八七六）年は、地方改革が先行する形で、府県の再統廃合が推し進められていた。中国地方を例にとると、小田県（笠岡が県庁所在地）が、明治八年十二月に岡山県に合併され、同九年四月には北条県（津山が県庁所在地）も岡山県に合併されている。同じく鳥取県と浜田県（浜田が県庁所在地）が島根県に合併された結果、明治九年代当時、中国地方は、広島、山口、島根、岡山四県のみが存在した。この地方改革と連動する形で明治九年、府県裁判所が地方裁判所に改置され、従来の各府県に一府県裁判所の方針が改められ、隣接諸県を一地方に一括し、その中の便宜の土地に裁判所本庁を、他に裁判所支庁を設置するという方針が急遽実施されることになった。<sup>(3)</sup>

その結果、山口裁判所は明治九年三月に設置開庁されて以来、僅か半年ほどの短命で、同年九月中には制度上その幕を閉じたのである。なお、この時の山口裁判所長は高知県土族岩村通俊であった。<sup>(4)</sup> いずれにせよ、新設の山口裁判所には所長をはじめ少数の判事が僅かな判任官を伴って司法省から着任したばかり、この新任所長に対して、元山口縣聴訟課に配属され、そこで民事裁判を担当し、実務経験に富み、県内事情に精通している多数の山口県出身の判任官が新設裁判所に転出している。<sup>(5)</sup>

おそらく、このような状況下で新設裁判所の所長として早急に対応しなければならない問題は、裁判事務の取扱いを従前通りの聴訟課時代における慣行に沿った仕方で行っていくことの可否ではなかったか。この点で実務処理の方法手続き等については既設裁判所の中で、最も取扱い件数も多く、事務処理上の知識経験豊富な当時の東京裁判所民事課が、民事事件取扱上の手引きにしていたと思われる「事務節目」と附録である「文例書式」を参考に、山口裁判所における民事事件処理の執務要領を定め、その運用を通して司法行政における国（司法省）の民事政策の貫徹を図ることであ

ったのではなからうか。それが諸般の事情で遅れている間に、先述の地方・司法の諸改革により、裁判所制度自体が改正されたために、以後の裁判所であろうやく民事執務要領が完成したと推測している。このたび紹介する資料が広島裁判所名となっている事情は、おおよそ以上の経緯に因ると思われる。

四 この点に関連して、明治九年九月十三日の太政官布告第百十四号を以て府県裁判所を地方裁判所に改置した後、広島・山口両県を管轄する岩国裁判所の設置が予定されていたこと、その後、岩国を広島に移し、広島裁判所と称するに至った経緯は『法規分類大全』を通して、多少は明らかにすることができる。それによれば以下のような経緯があった。

まず、明治九年九月二十六日、司法省より岩国裁判所長へ、同所管内に支庁三箇所以内区裁判所九箇所以内（本庁に在るものを含む）の見込みで、適当な場所を取り調べ申し立てる旨の達と、明治九年七月より同十年六月迄一周年、その裁判所費額三万九千二百八十五円と定め、但書で金額月割で渡す旨の達が出されている<sup>(6)</sup>。この時の岩国裁判所長がだれか、は推測するしかないが、前後の事情から考えると前山口裁判所長岩村通俊と考えられる。詳細の検討は後日に譲るが、当時の広島県には正規の裁判所が設置されていなかったこと、そして又当時の山口県内には士族の叛乱等不穏な動きがあり、同九年十月末には前参議前原一誠を首領とする萩の乱が起こり、その終末まで、岩村もその処理に当たっていたことなどを指摘しておきたい。

つぎに岩国裁判所を広島に移し、広島裁判所と称するに至った事情についても、明治九年十月十七日、広島県へ出張中の比良光中録・岩橋権中録が司法省へ「岩国裁判所万々不便ニ付広島へ移サレ度地所建物可ナリノ場所所有ルニ付引渡ノ義同県へ御達有り度」旨を上申しており、最終的には司法省より広島県出張中の前記比良光中録らに同九年十月十九日、「本庁ヲ広島へ置クノ書面承知官有物受取委任ノ金額ニテ修繕出来スレハ広島ニ置ク事ニ取調フ可シ」の達が出され、このようにして広島裁判所設置が実現した。その前に岩国裁判所が開庁されていたか、については、先述した比良光・岩橋両出張官員に対する同九年十月十八日司法省の達に「岩国裁判所先ツ仮リニ開庁ノ手續取計ヘシ」とあり、翌十九日の達中に「昨日ノ電信ハ取り消ス」と、岩国裁判所としては開庁の手續きまで進められていたものの、開庁に至らなかった如くである<sup>(10)</sup>。

ところで、明治九年九月から同十年六月十一日広島裁判所開庁迄の間、広島県より裁判事務引継ぎに支障がみられた。その間の事情を伝える明治

十年二月五日広島裁判所より司法省への伺によれば、広島裁判所所長に岩村通俊が任命されたが、広島裁判所は新築中で完成する迄は当裁判所並びに所長の称呼をどのように心得ておけばよいか「唯今ハ当裁判所旧称ヲ用ヒ且人民ヨリノ訴状モ素ヨリ同称ニテ受込罷在候名実相叶不申儀」<sup>12)</sup>につきと、指令を仰いでいる。司法省指令（十年三月十四日）は、「追テ広島県裁判事務請取候迄ハ広島裁判所出張（所）が欠落か」ト称スヘキ事」とあり、これに基づき元山口裁判所管轄内では、十年六月十日迄、広島裁判所出張所と称していたことが判る。

五 さて、以下に紹介する「広島裁判所民事課事務節目」は、その章立て構成自体がモデルとされた東京裁判所とは若干異なり、第一章に「総則」規定を置くなど、第十一章執行願いをもつて完結させており、全六十七条から成る。東京裁判所が全八章六十二条であることから、広島裁判所が民事事件取扱い上、どの面を重視していたか、そしてそれらが附録である文例書式にどのように反映しているか、などを考える際に多少参考になるよう、両裁判所の本文と附録にそれぞれ目次を作製し、対置させて見た。なお、上段は「広島裁判所民事課事務節目」、下段に「東京裁判所民事課事務節目」を置き、前者の章に合うように後者の章を並べて見た。そして、最初に本文の目次、つぎに附録の目次の順に配することにした。それらを通して広島裁判所本支庁における民事事件の取扱いの實際に、何か地域的な特色を示すような端緒が得られないかと考えた次第である。ところで広島裁判所民事課事務節目はいつ頃定められ、実施されたかなどの点は現在のところ未だ必ずしも明らかではない。ただ『決議録』に編綴された本資料記載に用いられた用紙中央には「広島裁判所山口支庁」の紅茶色の印刷が施されている。先述のように山口支庁の呼称は明治十（一八七七）年六月十一日同支庁開庁から用いられたと考えられるから、この時期あたりに定められたものと推定できるのではないか。そして本資料はやがて翌十一年二月五日付「広島裁判所民事取扱順序」（全九章五十条）として改正されることになるが、この資料については、紙幅の関係上から別稿を予定している。

- (1) 紺谷浩司・加藤高「明治初年代の『東京裁判所民事課事務節目』について——明治九年三月山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その一——」西南学院大学法学論集第三七巻第四号（二〇〇五年三月）九七頁（以下、本資料を引用する場合、単に「東京裁判所」と略称する）。
- (2) 紺谷・加藤前掲「東京裁判所」九三頁
- (3) 加藤高「明治前期、司法官任用制の一断面——明治十年広島裁判所の場合」修道法学第三三巻第二号（平成一三年二月刊）二二九頁。

- (4) 岩村通俊 天保十一(一八四〇)年六月十日、土佐国幡多郡宿毛に、宿毛伊賀氏の家臣岩村英俊の長男として出生、若くして勤皇の志を抱き、戊辰戦争には軍監として従軍、その後は越後に転戦した。維新後新政府に仕え、官歴を摘記すると、明治六年佐賀県権令、七年工部省出仕、九年山口裁判所長、萩の乱を処置、十年鹿兒島県令、のち会計検査院長を歴任、また明治十九年初代北海道長官、二十二年農商務大臣などを経て大正四(一九一五)年二月二十二日年七十六歳で没(日本歴史学会編『明治維新人名辞典』二三三頁・吉川弘文館・昭和五六年刊)。
- (5) 加藤高「明治初年・山口県聴訟課の民事裁判に関する一考察——『出産児差違之訴』(小児引取等請求)裁判の取扱いを通して——」廣島法学第二七巻第二号(平成一五年一月)二五頁、司法省へ転出当時の山口県聴訟課官員一覽は三二頁以下参照。
- (6) 法規分類大全第一編官職門十三官制司法省二二三七六頁。
- (7) 比良光中録・岩橋権中録については、明治八年十月八日改正「司法省分課職員録」(マイクログフィルム版)所収の東京裁判所の録課に「司法省中録比良光友直」とあり(四七頁)、他に同姓の人物が見当たらないことから、この人物であろう。岩橋権中録は八年十月当時、司法省第二局履歴課に「司法少録岩橋静彦(四頁)」とある人物のことであろうか。彼らの官歴等については今後の調査に譲りたい。
- (8) 前掲法規分類大全三七七頁
- (9) 前掲法規分類大全三七七頁
- (10) 前掲法規分類大全三七七頁
- (11) 前掲法規分類大全三七七八頁
- (12) 前掲法規分類大全三七七頁

【参考】

「廣島裁判所民事課事務節目」(本文および目次)

第一章 総則(第一条〜第七条)

第二章 訴状受理ノ次第(第八条〜第九条)

第三章 答書受理ノ次第(第二〇条〜第二三条)

第四章 初席ノ次第(第二四条〜第三〇条)

第五章 審理中失踪逃亡ノ次第(第三一条〜第三三條)

第六章 裁判宣告ノ次第(第三四條〜第四三條)

第七章 濟口ノ次第(第四四條〜四五條)

第八章 一件落着ノ次第(第四六條〜四九條)

第九章 身代限ノ次第(第五〇條〜五八條)

第一〇章 雜(第五九條〜六一條)

第十一章 執行願ノ次第(第六二條〜六七條)

以上

「東京裁判所民事課事務節目」(本文および目次)

第一章 訴状受理ノ次第(第一条〜第二〇条)

第二章 答書受理ノ次第(第二一条〜第二五條)

第三章 初席ノ次第(第二六條〜第三三條)

第四章 裁判宣告の次第(第三四條〜第三八條)

第五章 延期中ノ次第(第三九條〜四二條)

第六章 濟口ノ次第(第四三條〜第四四條)

\*第八章 一件落着ノ次第(第五九條〜第六二條)

第七章 身代限ノ次第(第四五條〜第五八條)

追加(第六三條)

\* 章の順序が廣島のと逆になっている

以上

「廣島裁判所民事課事務節目・附録」書式  
文例 目次

第一号 名刺ノ書式

「東京裁判所民事課事務節目・附録」書式  
文例 目次

第一号 原被告人姓名書及ヒ標号之書式

- 第二号 訴状標号押印之並番号朱書ノ式〔東京〕第一号参照)
- 第三号 受取録
- 第四号 無題〔東京〕第三号参照)
- 第五号 初席ノ際証書ニ檢印の書式〔東京〕第七号参照)
- 第六号 一件曩書式及ヒ標号ノ式〔東京〕第五号参照)
- 第七号 民事表書式〔東京〕第六号参照)
- 第八号 召喚文例〔東京〕第八号参照)
- 第九号 受書文例〔東京〕第九号参照)
- 第一〇号 答書後原告人召喚文例
- 第一一号 口書ノ式並番号記入押印ノ書式〔東京〕第二〇号参照)
- 第一二号 裁判書々式〔東京〕第二二号参照)
- 第一三号 広島裁判所民事日々表〔東京〕第一一号参照)
- 第一四号 執行願並標号押印番号朱書式
- 第一五号 執行願ニ付被告召喚状書式

以上

- 
- 第二号 訴状ニ標号押印之式
  - 第三号 訟件班次表之式
  - 第四号 訴状請取録書式
  - 第五号 一件曩書式及ヒ標号ノ式
  - 第六号 聴訟表書式及朱抹之式
  - 第七号 目安糺及ヒ初席之際証書ニ記号押印之式
  - 第八号 召喚状文例
  - 第九号 受書文例
  - 第一〇号 却下訴状ニ朱書押印之式
  - 第一一号 聴訟日々表式
  - 第一二号 証書裏書及押印之式
  - 第一三号 負債主失踪後証文裏書文例
  - 第一四号 遅參不參ノ者報告文例
  - 第一五号 席目録書式
  - 第一六号 対談濟口延期願
  - 第一七号 再三濟口延期願
  - 第一八号 濟口証文文例及ヒ標号印ノ式
  - 第一九号 身代限揭示文例
  - 第二〇号 口書之書式及ヒ標号押印之式

---

第二号 裁判言渡書式

第三号 身代限後請人ニ掛追訴状文

第三号 日々件数録書式

以上

〔加藤 高作成〕

\* 西南学院大学法科大学院教授

\*\* 広島修道大学名誉教授